

現代外来語の一考察：長野県古文書を中心として

著者	横地 里見
出版者	長野県ことばの会
引用	ことばの研究 6: 19-25 (1992)
発行年月日	1992-03-25
URL	http://hdl.handle.net/10091/00022390

現代外来語の一考察 —長野県の公文書を中心として—

横地里美

はじめに

国語審議会では、外来語の表記について検討を重ねていたが、平成三年二月に、「外来語の表記」をまとめ、文部大臣に答申した。この中で、審議会は、表記に関連する問題として、昨今の外来語、外国語のいわゆる氾濫の問題についても触れ、「必要以上に外国語を使うことは望ましいことではないという意見とともに、必ず自然に淘汰され、必要なものだけが定着していくだろうという意見があった。」としている。

また、新聞などにおいても、外来語（カタカナ語）の氾濫に関する是非の投書は、後を絶たず、この問題についての一般の関心がいかに高いかを示している。

このように、外来語についての意見はさまざまで、それを集約することは困難であるが、「ことば」の伝達の機能の面から考えると、外来語には問題となる点が多い。例えば、まだ一般に定着していないような語が使用された場合、「ことば」の伝達の機能を十分に果たすことができないため、問題として意識される。このような傾向は、特に「ことば」を使う主体が公的な要素を含んでいる場合ほど強くなる。

行政は、すべての人がかかわりをもつ社会的活動である。したがって、行政の中で使われる言葉、特に市民向けの言葉では、一般市民の生活に密着したわかりやすい用語を使用する必要がある。本研究では、以上のような観点から、公文書（ここでは長野県の広報誌や行政資料）における外来語の現状を概観することを目的とした。また、最近では、「お役所言葉」の見直しの一環として、外来語の使用自粛に取り組む自治体が長野県内に見られるようになってきた。そこで、いくつかの自治体の取り組み例を紹介しながら、外来語のあり方についても考えてみたいと思う。

I 公文書の外来語の実態

(1) 調査資料

- a 広報誌「ながのけん」 昭和54年度分（計192頁） 長野県庁広報文書課
昭和62年度分（計180頁）
昭和63年度分（計180頁）
平成元年度分（計200頁）
- b 「広報ながの」 平成元年度分（計240頁） 長野市総務部広報課
- c 「ふれ愛・ながの21—人も自然もいきいき」第2次長野市総合5ヶ年計画（333頁）
昭和61年策定平成元年補正 長野市企画調整部企画課
- d 「心るお市景観をめぐって—長野のまちづくり」長野市都市景観形成基本計画（93頁）
昭和63年 長野市都市開発部都市計画課
- e 「松本市重点地区景観形成計画」（110頁）平成元年 松本市都市開発部開発課

(2) 調査方法

調査資料とした a・b の広報誌は、たくさんの人に読まれ、内容も比較的分かりやすく、身近な話題が多いのに対し、c・d・e の行政資料は、ある特定の分野での専門語が多い。したがって、前者の広報誌については、具体的な用例をもとに公文書の外来語の特徴をとらえる。また、後者の行政資料については、特に行政用語としての外来語、専門的な用語としての外来語を中心に調査することとし、この二つの方法により行政による外来語使用の特徴、問題点を考察する。

(3) 調査結果

A. 広報誌中の外来語の普通名詞について、次の①から⑤までのジャンルによって分類をすると下記の通りになる。この中の①から③は一般的に用いられている外来語であり、④は特定の分野の専門的な外来語、⑤は行政の場面で用いられることの多い外来語である。

(すなわち、使用場面から、①②③を一類、④⑤を各一類とする分類である)

- ①生活の中の具体的な事柄を表す外来語 (テレビ・ピアノ・レストランなど)
- ②動作的な意味を含む外来語 (オープン・スタート・チェックなど)
- ③抽象的な事柄を表す外来語 (イメージ・シンボル・バランスなど)
- ④ある分野において専門的に使われる外来語 (マイクロエレクトロニクス・バイオテクノロジー・マルチハビテーションなど)
- ⑤行政の場面で使われることの多い外来語 (ニーズ・コンセンサス・ビジョンなど)

表1 調査資料 a・b の普通名詞の類別使用率

カタカナ語基1種からなる外来語						カタカナ語基2種以上からなる外来語					
	79	87	88	89	ながの		79	87	88	89	ながの
①	69.3	67.2	73.6	71.9	69.9	①	65.0	56.8	60.2	65.6	69.1
②	1.4	2.3	1.7	1.4	2.2	②	2.5	2.3	2.2	2.2	0.9
③	16.0	13.8	15.2	14.9	18.1	③	5.0	9.9	6.5	5.6	6.4
④	9.9	8.0	2.8	5.8	6.9	④	13.8	13.6	4.3	16.7	4.5
⑤	4.7	8.6	6.7	5.9	3.3	⑤	13.8	17.3	26.9	10.0	19.1

この結果、各年度内の総異なり語数に占める①～⑤のそれぞれの割合は、上の表1のようになった。これを見ると①のグループの割合はいずれも約70%で最も多く、また、①～③までの一般的に用いられている外来語の全体に占める割合に大きな変化は見られず、またその割合も高いことが分かる。これは広報誌が身近な話題を扱うことが多いためと考えられる。

B. 表1の⑤は、公文書など行政の場面で特に用いられることの多い外来語として、ここでは「行政外来語」と呼び、普通の外来語とは区別する。この種の言葉は広報誌にはあまり多くない。そこで、行政外来語について、より専門的な文書としての行政資料を調査した。この中で出て来た外来語は、まず、行政の専門分野別①～⑦に分類した。表2は、外来語がどの分野でどれだけ使われているかを示すものである。

これについてみると、外来語の異なり語数及びその割合は、④・⑤・⑥の分野に多いことがわかる。④の場合はほとんどがスポーツに関連した用語である。

調査した言葉の中で、ある分野にしか現れにくい専門的な用語、ある分野に特に使用頻度の高い語、どの分野にも共通して現れる語がある。例えば、①から⑦のうち、多くに共通して現れた語に「ニーズ」「サービス」「システム」「コミュニティ」「センター」が挙げられる。このような語は行政外来語の中でも最も基本的な語であるといえる。

C. 次に、広報誌の中での具体的な使用例について見てみよう。ここでは特に特徴的だったものを中心に集めたが、いくつかのパターンに分けることができる。

- 1) 来るべき二十一世紀を展望して日本をリードするロマンと創造力あふれる美しい県土づくりに一層努力したいと考えておりますので（調査資料 a 1988）
- 2) フレッシュでスピーディな県政を進めたいと（a 1989）
- 3) 「さわやか」「クリーン」「ロマン」という信州のイメージに合った美しいまちづくりを推進するため（a 1989）
- 4) 研修や地域コミュニティの場として、多彩な利用ができます（a 1979）
- 5) 美しい景観をつくるには、住民の協力とコンセンサスが必要です（a 1987）
- 6) 地域に多大な波及効果をもたらすコンベンションを積極的に誘致するとともに（b）
- 7) 国のテレトピア構想モデル都市に指定されている上田地域に（a 1987）
- 8) 県の農村地域トータルライフ向上対策事業の（a 1988）
- 9) リフレッシュふるさと推進モデル事業として（a 1989）

これらの用例のうち、1から3までは、外来語のもつ新鮮さ、感覚のよさなどイメージを重視して用いた例といえる。4から6は、いわゆる行政外来語の使用例である。この他にも代表的なものとして、「アメニティ」「オープンスペース」「ガイドプラン」「ビジョン」などが挙げられる。次に、7から9までの用例は、行政による造語の例で、政策や事業をカタカナ語を用いることにより、キャッチフレーズのように表現していることがわかる。

これらを総合すると、行政外来語の中には、注釈を必要とするような専門的な用語から慣用的に使われている用語までさまざまである。また、一般の外来語についても、その使用には、外来語のもつ感覚のよさを利用するといった行政独特の意図がみられる。

II 公共機関の外来語への取り組み

公文書など行政で使われる独特の言葉を「お役所言葉」と呼ぶことがある。この中には、命令的な堅い表現であるとか、分かりにくいというように評判の悪いものも含まれている。このような評判の悪い行政用語を、文書や窓口から追放し、住民に分かりやすく、親しみやすい言葉に改めようという動きが、自治体の間に最近特に広がりを見せている。

ところで、「お役所言葉」の問題の一つに「外来語（カタカナ語）を使い過ぎる」とい

表2 行政外来語の分野別使用数・使用率

	分野	異なり語数	全体に占める割合
①	序論、総論	25	11.7
②	健康、福祉	32	15.0
③	環境	36	16.8
④	教育、文化、スポーツ	47	22.0
⑤	産業	52	24.3
⑥	都市基盤	83	38.9
⑦	都市経営	24	11.2
	合計	214	

う問題がある。これらについても改めようという動きが見られるようになってきた。例えば、中央官庁の中では、厚生省が、平成元年9月に、行政について幅広く理解を得るためには出来る限りわかりやすく誤解を避ける用語を使うことが必要と考え、カタカナ語の使用を避けるとともに例外的に使う場合でもわかりやすく工夫するなど改善していくことにした。

一方、県内の公共機関も、外来語の氾濫に対し、取り組みを進めているところがある。それについて調査の結果を報告し、考察したい。

(1) 長野県の取り組み—平成元年11月

長野県の企画局がまとめた「県大規模イベント構想」の一部が、あまりにカタカナが多いため問題になった。また、県の他の資料にもカタカナ使用が目立つため、県では内部に「公文書における片仮名使用研究会」を置き、カタカナ使用の自粛に着手した。しかし、現場では言い換えの難しい言葉もあり、自粛作戦はいろいろな問題があったようである。

研究会では、平成2年3月に検討結果を「片仮名用語の適正な使用について」という冊子にまとめ、カタカナ用語の使用の効用と問題点について次のように指摘している。

まず、カタカナ用語の効用としては、

- ア. 新しい物事、概念、考え方が端的に表現できる。(例 ボランティア・ロマン・ペア)
- イ. 新鮮さ、感覚の良さが表現できる。(テレトピア構想・ニューメディアコミュニティ構想・グルメ)
- ウ. あまりよくないイメージの定着した日本語を改善できる。(トイレ・クレジット・ローン)
- エ. 婉曲表現ができる。(シルバー・ハンディキャップ)

などを挙げており、文書を作成する側のカタカナ語使用の際の意識を知ることができる。

一方、問題点としては、

- ア. 意味の分かりにくい用語がある。
 - (ア) 一般にまだ定着していないもの。(アイデンティティ・アーバニアン・ライブなメッセージメディア・グリーンライフランチ)
 - (イ) 使用者側が独善的に作った言葉。(ハートピア信州・レクリエート産業・ブライダルショーケース・スカイフロント)
 - (ウ) 専門分野の人しか知らない。(サーベイランスシステム・ホワイエ)
- イ. 適切に表現できる日本語があるにもかかわらず、片仮名語を使用している。(コンシューマー⇔消費者 プロセス⇔経緯、経過 キャパシティ⇔容量、能力)

などを挙げている。

また、実際に、このような効用と問題点を合わせ持っていることを踏まえたうえで、これからの対応は、基本的には受け手側においてそのカタカナ語が定着していると判断される場合のみ使用するとしている。しかし、研究会では、カタカナ語の定着度について、客観的な基準がなく、個人によって感じ方が違うため、公文書において使用する一語一語について、それを使用するか否かという基準を決めることは困難であると判断している。そこで、当面は次のような点に注意し、カタカナ語を使用することとした。

- ア. 分かりにくい片仮名用語の使用は避ける。(オリジナリティ⇒独創性 コア⇒中心、核 コンセプト⇒概念、着想 ハイクオリティ⇒質の高い ファクター⇒要素 ベース⇒土台、基本 ポジショニング⇒位置づけ ポテンシャル⇒可能性、潜在する力)
- イ. やむを得ず使用する場合には、分かりやすく工夫する。
- (ア) 前後の文章を工夫し、その片仮名用語を理解できるようにする。
- (イ) 片仮名用語の後ろへ括弧書きで説明を加える。
- (ウ) ページの余白を利用し、説明を加える。

この報告書は、カタカナ語使用の現状から効用や問題点、今後の対応に至るまで実に細かくまとめられており、研究会が分かりやすさを目指して検討を重ねたことが伝わってくる。公文書で言葉を扱う側が意識して分かりにくいカタカナ語を使わないようにしていれば、かなり乱用を防ぐことができるだろう。しかし、客観的な基準がないとして具体的な語の使用に触れていないところを見ると、いささか消極的な対応という感がある。文書はやさしすぎて困るということはない。用語を規制するとまでは言わないまでも、県民あての文書にはある程度の基準があってもよいのではないかと思う。

(2) 須坂市の取り組み—平成2年1月

須坂市でも、お役所言葉の改善を目指し、それに当たって、文章の書き方、言い換えなどをまとめた職員向けの改善の手引書「ほんの少しの気配り—市民に親しまれる文書づくり」を編集した。手引書は、先進地である宇都宮市の例を参考に市庶務課でまとめ、市内の小学校教諭で構成する役所言葉検討委員会が検討して作成したもので、カタカナ語乱用防止のための一覧表をつけて活用しやすく工夫している。例えば、カタカナ語の適正使用については、一語一語について

- ・既に日常化していて使用して問題のないもの(例 アンケート・イメージ・スローガン・パンフレットなど)
- ・使用するには注釈を必要とするもの(コミュニティ・バイオテクノロジー・マスメディア・メカトロニクスなど)
- ・使用するにはふさわしくないとと思われるもの(コンセンサス・サンプリング・マーケットリサーチなど)

というように分類し、乱用に歯止めをかけることにしている。

須坂市がこのような問題を取り上げる発端になったのは、敬称の問題であった。以前まで、住民に対する文書には、「殿」を用いていたが、あまり適切ではないということで、「様」に言い換えることになった。そのとき行われた検討会の中で、官庁用語(お役所言葉)全体についても見直しを行い、分かりやすく親しまれる文書にすることが必要との結論を得、調査研究することになった。調査の際、役所言葉に関するアンケートを市民500人に対し実施した。そのうち役所による外来語の使用についての調査結果は、次のよう

質問 あなたは、役所の文書に片仮名（外国語）を使用する事についてどのように思いますか。

回答 積極的に使ってよい。 12. 1%
場合により使い分けるべきである。 51. 6%
原則として使うべきではない。 10. 8%

「場合により使い分けるべきである。」とは「必要に応じて使ってよい。」と同意であろう。これは、あまりなじみのないカタカナ語については歓迎しないということを含んでおり、半数近くの人が、そうした市側の配慮を望んでいるということがわかる。また、市が発行したこの手引書の片仮名語を使用する場合の当否（基準）については、絶対的なものではなく、文書を作成する場合の一応の考え方を示しているということであった。

須坂市が行ったこの改革は、まだ見直しが必要な点も見られるが、大変具体的な内容になっており、分かりやすさということを前提にしながら一歩踏み込んだ基準を設けられたことは、積極的な取り組みであると評価できる。

(3) 松本市の取り組み—平成2年1月

松本市でも公文書中のなじみのない外来語の追放を検討していたが、平成2年1月17日、市の「重点地区景観形成計画」から見直す方針を決めた。コンサルタントに依頼して作ったこの計画案は外来語が多いため日本語に直したり、注釈をつけることになった。具体的には以下のとおりである。

日本語に変更された外来語	コンセプト（理念）、クロスポイント（交差点）、ポテンシャル（潜在能力）など14語。中には、ゾーニング（ゾーン区分）、デザインコントロール（デザイン誘導）など混種語に変更されたものも含む。
欄外に注釈をつける外来語	ファサード（建物の正面部分）、ヴィスタ（眺め）、ストリートファニチュア（屋外整備品）、プロムナード（遊歩道）など35語。
そのまま使う語	イメージアップ、プロジェクトなど12語。

今後の対応については、公文書ではできるだけ分かりやすい言葉を使用していくが、外来語は自然に淘汰されていくものであるから、特に官公庁で制限するというようなことはしないとのことである。松本市の場合、特に外来語について問題意識があったというよりは、コンサルタントに依頼して作った文書そのものに問題があったという感じが強いようだ。「自然に淘汰される」とは国語審議会の見解であるが、公の場面で使用する場合は、慎重に言葉を選んで使用する必要があるように思う。

以上、公共機関のさまざまな取り組みについて述べてきたが、共通して言えることは、公文書にはなるべく一般に分かりやすい用語を用いるという結論に達している点である。言葉は生き物であり、人によって感じ方が異なるため、基準を定めることは難しい。それを踏まえたくて、どこまでなじみのない外来語追放に踏み込むか、関わり方に特徴が見られた。ともかく、住民にとって分かりやすくあろうとする態度こそ重要なのであり、公共機関自らが、これら「言葉の改革」に向けて努力されたことに対し、敬意を表したい。

ところで、島根県松江市では、県が使っている「シマネスク島根」「リフレッシュリゾートしまね」「海と山のフロンティア」という3つのキャッチフレーズは、カタカナ英語の乱用だとして、野島幹朗弁護士らが、同県の監査委員に対し、これらのキャッチフレーズの宣伝などに使った公費の監査を請求した。野島弁護士らの行政に対する批判は、島根県で大きな反響を呼び、カタカナ語乱用に対する意識を高め、カタカナ語の在り方を考える機会を与えた点で意義があったように思う。カタカナ語は、はっきりと意味を示さずに、語感だけで安易に使用してしまう場合がある。感じとしてはわかっている、実際には意味をなしていなかったり、言わんとしていることとは違っていることもある。言葉は正しく適切に使われなければならないが、行政の場合はなおさらである。

おわりに

外来語は日本語と切り離して考えることのできない問題であり、国際化や社会の進展とともにこれからも増えていくだろう。外来語の是非は、どう制限するかよりもどう使うかが大切であるように思われる。わかりにくいと思われる語、特に外国語に近い語については、なるべく使用を避けるか言い換えや解説を付け加えるといった配慮が行政の場合は特に必要であろう。

国語審議会の委員の中には、「外来語は自然に淘汰される」という考え方があるようであるが、国語審議会としては、もっとこの氾濫の問題についての研究と言及があってもよかったのではないか。特に、公用の文書については、無用の混乱を避けるために常識的な目安を示してもよかったように思う。

(長野県木曾郡山口村神坂小学校教諭)